

りぶらサポータークラブ 平成 27 年度 総会

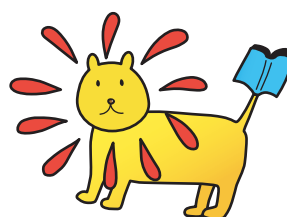


日時：平成 27 年 5 月 24 日（日）

13:30 ～ 14:20

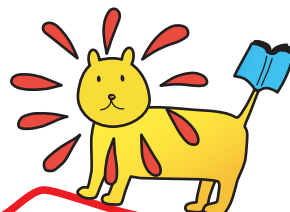
場所：岡崎市図書館交流プラザ

りぶらホール



りぶらいおん©LSC

Libra I n



りふらいおん©LSC

第 1 号議案：平成 26 年度事業報告について	……P.2
第 2 号議案：平成 26 年度会計報告について	……P.3
第 3 号議案：平成 27 年度役員（案）について	……P.4
第 4 号議案：規約改正（案）について	……P.4
第 5 号議案：平成 27 年度活動計画（案）について	……P.5
第 6 号議案：平成 27 年度活動予算（案）について	……P.6
資料：1 会計報告詳細	……P.7
資料：2 会則	……P.8
資料：3 「りぶらにおける LSC の位置づけ」と 「りぶらサポータークラブの事業の仕組み」	……P.12

第 1 号議案：平成 26 年度事業報告について

区分	事業		開催日	活動主体	担当
運営	総会		5/25（日）	役員	山田
	運営委員会		月 1：月曜日 18:30 ～	運営委員	
	会員研修会		6/28（土）	運営委員	
	会員懇親会		10/19（日）・3/1（日）	運営委員	
	サポーターマネジメント		随時	事務局	
	広報	情報誌編集	6/1・9/1・1/1・3/1 発行	事務局	戸松
		ホームページ運用・更新	随時		
		りぶらグッズ	随時		
	りぶらまつり		11/15・16（土・日）	実行委員	杉浦
活用	図書館 サポート	書架整理	サポーター他	山田	山田
		本の清掃・緑化	第 1・第 3 木曜日 10:00 ～	サポーター他	石尾
	りぶら講座		前期（4 月～7 月） 中期（8 月～11 月） 後期（12 月～3 月）	事務局	戸松
	シネマ・ド・りぶら		4・6・9・10・12・1・2 月 第 3 木曜日 ① 10:30 ～ ② 14:00 ～	サポーター他	森崎
	りぶら いきものみつけ隊		第 3 日曜日 (4 月・11 月を除く 10 回)	サポーター他	杉浦
	冬のコンサート		12/20（土）	運営委員	石尾
	外国人が日本語の歌を歌う のど自慢大会		2/1（日）	実行委員	前川
	狂言勉強会		4 月・5 月	サポーター他	杉浦
参画	子ども遊びワークショップ		8/2・3（土・日）	サポーター他	山田
	七夕飾り		7/1（火）	サポーター他	
	図書館 まつり	『じんじん』上映会	8/21（木）	実行委員	戸松
		本の清掃	8/21（木）	サポーター他	石尾
派遣	図書館交流プラザ運営協議会		8/8（金）・2/20（金）	山田・森崎	
	図書館交流プラザ自主事業実行委員会		4/28（金）・10/27（月）・2/26（木）	石尾	

詳細は「平成 26 年度の活動報告書」をご参照下さい。

第2号議案：平成26年度会計報告について

平成26年度 りぶらサポータークラブ 会計報告書 (H.26.4.1～H.27.3.31)

	科目	摘要	予算	決算
収入の部	繰越金	前年度繰越金	396,173	396,173
	賛助費	賛助サポーター年会費	400,000	263,000
	受託金	岡崎市	3,000,000	3,000,000
	売上金	グッズ売上金など	100,000	123,700
	事業収入	参加費・託児料など		414,000
	寄付金	シネマ・のど自慢大会など		16,530
	利息	岡崎信用金庫	300	307
	事業費	会場費戻り金		570
	合計		3,896,473	4,214,280
支出の部	事業費	運営(会議費・総務費・手当など)	1,150,000	1,371,750
		広報(情報誌・HP)	550,000	391,010
		りぶらまつり	800,000	867,758
		りぶら講座	200,000	133,239
		岡崎図書館未来企画	15,000	0
		シネマ・ド・りぶら	300,000	804,585
		りぶら いきものみつけ隊	40,000	47,689
		冬のコンサート	5,000	8,000
		外国人日本語のど自慢	250,000	293,980
		狂言教室・鑑賞会	50,000	47,613
		予備費	100,000	2,957
		事業費合計	3,460,000	3,968,581
	次年度繰越金		436,473	245,699
	合計		3,896,473	4,214,280
収支残高			0	0

りぶらサポータークラブ 会計 戸松 恵美

代表 山田美代子

平成27年4月20日 上記監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

監査 田中丸富紀子

第 3 号議案：平成 27 年度役員（案）について

【会則】

（役員）

第 9 条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 2 名以内
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 書記 1 名
- (5) 会計 1 名
- (6) 監査 1 名
- (7) 顧問 必要に応じて設置する

2. 書記と会計は、副代表および事務局長が兼ねることができる。

（役員の承認）

第 10 条 役員は、運営委員会で選出し総会において承認する。

- 2. 役職は、役員の互選とする。
- 3. 監査は、運営委員を兼ねてはならない。

（役員の任期）

第 13 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

【役員案】

代 表 ：杉浦仁美

副代表 ：戸松恵美
前川正博

事務局長：小竹央朗
（書記・会計）

監 査 ：内田 明

顧 問 ：戸松啓二

27 年度運営体制（案）

役員会	代表・副代表・事務局長・顧問		運営と事業の骨子づくり
運営委員会	杉浦仁美	代 表	会全体のかじとり・外対応
	前川正博	副代表	会長補佐
	戸松恵美	副代表	広報
	小竹央朗	事務局長	会計・書記・総務
	山田美代子	運営委員	運営および事業補佐
	石尾秀子		運営および事業補佐
	山下好子		運営および事業補佐
	出家和子		運営および事業補佐
	羽田智子		運営および事務局補佐
	細井由起		運営および事務局補佐
	細野・近藤	担当職員	文化活動推進課
	市民活動センター職員	事務局代行	まち育てセンター・りた
	戸松啓二	顧 問	運営補佐
	内田 明	監 査	会計の監査

第 4 号議案：規約改正（案）について

現 （役員の報償金）第 12 条 役員の報償金は、運営委員会の議決を経て、代表が別に定める。

改 （手当）第 12 条 運営に必要な手当は、運営委員会の議決を経て、代表が別に定める。

第5号議案：平成27年度活動計画（案）について

平成27年度 りぶらサポータークラブ活動計画案

区分	内 容		開催予定日	担当
運営	総会		5/24（日）	杉浦
	役員会		随時	
	運営委員会		第2月曜日 18:30～	
	事務局		月・火・木・金 13:30～16:30	小竹
	会員研修		随時	杉浦
	サポーターマネジメントと懇親会		随時	
事業	広報	情報誌編集	6/1・9/1・12/1・3/1発行	戸松
		ホームページ運用・更新	随時	
		りぶらグッズ	随時	
	図書館サポート	岡崎図書館未来企画	随時	戸松
		本の清掃	第1・第3木曜日 10:00～	石尾
		書架整理	随時	羽田
	りぶら講座		前期（4月～7月） 中期（8月～11月） 後期（12月～3月）	戸松 細井
	りぶら いきものみつけ隊		りぶら講座で各期に1回（計3回）	杉浦
	シネマ・ド・りぶら		4・5・6・8・9・10・12・1・2月（9回） 第3木曜日 ①10:30～ ②14:00～	戸松
	りぶらまつり		6/14（日）7/12（日）10/4（日） 11/1（日）11/29（日）ほか随時 開催日：11/14・15（土・日）	杉浦 山田
	冬のコンサート		12/19（土）	山下
	外国人が日本語の歌を歌うのだ自慢大会		2/20（日）	前川
参画	子ども遊びワークショップ		8/1・2（土・日）	山田
	七夕飾り		6/30（火）	
	図書館まつり	本の清掃	8/21（金）	石尾
		自由研究相談会	8/23（日）	山田
派遣	図書館交流プラザ運営協議会		山田・森崎	
	図書館交流プラザ自主事業実行委員会		石尾	
	岡崎市市民協働推進委員会		山田	

第6号議案：平成27年度活動予算（案）について

平成27年度 りぶらサポータークラブ 活動予算案

	科目	摘要	予算案
収入の部	繰越金	前年度繰越金	245,699
	賛助費	賛助サポーター年会費	300,000
	受託金	岡崎市	3,000,000
	売上金	グッズ売上金など	100,000
	事業収入	参加費・託児料など	10,000
	寄付金	シネマ・のど自慢大会など	20,000
	利息	岡崎信用金庫	301
	合計		3,676,000
支出の部	事業費	運営（会議費・総務費・手当など）	1,350,000
		広報（情報誌・HP）	500,000
		りぶらまつり	800,000
		りぶら講座	150,000
		図書館サポート	5,000
		シネマ・ド・りぶら	400,000
		冬のコンサート	8,000
		外国人日本語のど自慢大会	300,000
		りぶら いきものみつけ隊	10,000
		予備費	50,000
		事業費合計	3,573,000
	次年度繰越金		103,000
	合計		3,676,000
収支残高			0

平成26年度 事業費詳細				収入																	支出										
事業別	科目別	賛助会費	参加費	託児料	寄付 雑収入	合計	賃借料	通信費	賞品(自主 事業費)	消耗品費	印刷費	会議費	外注費	業務管理 運営費	講師料	雑費	手当	謝礼	租税公課	不明金	合計										
運営費		148,000				0	5,160	26,506		368,045	34,560	723		470,000		5,756	460,000		1,000		1,371,750										
広報(情報誌、HP)						0				30,000	48,710		310,140	0		2,160					391,010										
りぶらまつり		4,000				0		3,610	111,790	190,974	92,360		188,000	278,000		3,024					867,758										
りぶら講座						0		48,179		43,400	41,660			0							133,239										
岡崎図書館未来企画						0		0		0	0				0						0										
シネマ・ドリぶら	定例上映会	99,000		5,000	16,030	21,030	0	1,020		34,883	74,680		291,512		0	1,080					403,175										
	「じんじん」		409,000			409,000		6,980			5,880		388,550								401,410										
りぶら いきものみつけ隊						0	9,140	0		36,319	2,230	0	0		0						47,689										
冬のコンサート						0				2,200	5,800										8,000										
外国人日本語のど自慢大会		12,000			500	500		3,170	40,581	55,903	22,070		41,040			216		131,000			293,980										
狂言教室・鑑賞会					0	0	15,520					873			31,220						47,613										
予備費						0														2,957	2,957										
科目合計		263,000	409,000	5,000	16,530	430,530	29,820	89,465	152,371	761,724	327,950	1,596	1,219,242	748,000	31,220	12,236	460,000	131,000	1,000	2,957	3,968,581										

りぶらサポータークラブ 会則

[第1章 総則]

(名称)

第1条 この会は、「りぶらサポータークラブ」(以下「本会」)という。

(所在)

第2条 本会は、岡崎市図書館交流プラザ(愛称:Libra(りぶら)、以下 Libra)に置く。

(目的)

第3条 本会は、Libra との協働を通じて、新しい市民協働の理念を模索しながら、市民相互の交流の活性化と、岡崎市全体の生涯学習の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会の目的達成に必要な調査・研究活動
 - (2) 会の目的達成に必要な事業の企画・運営
 - (3) 会の目的達成に必要な人材および活動の育成
 - (4) 会の目的達成に必要な広報と情報提供
 - (5) Libra に関わる個人及び市民活動団体・企業と行政との交流と事業連携
 - (6) Libra における行政業務の支援および提言・評価
 - (7) その他、会の目的達成に必要な活動
2. 前項の事業の企画・決定に際しては、行政担当課との協働を基本とする。

[第2章 サポーター]

(サポーター)

第5条 本会は、目的に賛同する個人及び団体により組織する。

2. 本会の目的に賛同したものは、だれでもサポーターとして登録することができる。

(構成と役割)

第6条 本会のサポーターの構成と役割は、以下の通りとする。

- (1) 活動サポーター(登録のみ): 本会の事業スタッフとして、積極的に事業に参加する。
- (2) 賛助サポーター(年会費): 本会の趣旨に賛同し、事業の推進に協力する。

2. 代表が活動サポーターから運営委員を指名する。

3. 賛助サポーターは、支援したい事業を選択することができる。

(登録)

第7条 本会へ登録または登録解除するものは、所定の書式に必要事項を記入し、代表に申し出る。

(会費・寄付金)

第8条 本会の賛助サポーター会費は、以下の通りとする。

- (1) 個人: 入会日から1年単位 1口: 2,000円(1口以上)
- (2) 法人: 入会日から1年単位 1口: 10,000円(1口以上)

2. 納入された会費は、返却しないものとする。

3. 寄付金は随時受け付ける。

【第3章 役員】

(役員)

第9条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 2名以内
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 書記 1名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 監査 1名
 - (7) 顧問 必要に応じて設置する
2. 書記と会計は、副代表および事務局長が兼ねることができる。

(役員の承認)

第10条 役員は、運営委員会で選出し総会において承認する。

- 2. 役職は、役員の互選とする。
- 3. 監査は、運営委員を兼ねてはならない。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故のあるとき、または代表が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、この会の庶務を統括する。
- (4) 書記は、この会の会議を記録し、必要な資料を作成する。
- (5) 会計は、この会の会計事務を処理する。
- (6) 監査は、この会の事業および会計について監査する。
- (7) 顧問は、この会の運営や事業への助言をする。

(手当)

第12条 運営に必要な手当は、運営委員会の議決を経て、代表が別に定める。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2. 役員が任期途中で退任した場合は、その職務を他の役員が代行する。
- 3. 退任役員の任期内の後任は、役員会において速やかに選出しなければならない。

(役員の解任)

第14条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の都合で、職務を続けることができないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、Libraの市民活動総合支援センター内に置く。

〔第4章 会議〕

（会議）

第16条 本会の会議は、総会および役員会・運営委員会とする。必要に応じ、事業会議を開催する。

（総会）

第17条 総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会は必要に応じて代表が召集する。

2. 総会は、代表が指名したサポーターが議長となり、次の事項を審議決定する。

(1) 活動計画と収支予算に関すること

(2) 活動報告と収支報告に関すること

(3) 会則の改廃に関すること

(4) 役員の選任に関すること

(5) 会費に関すること

(6) その他、会の重要事項

3. 前項の第1号及び第3号については、行政担当課職員との協議を経なければならない。

（総会の通知）

第18条 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面等により、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

（総会の成立）

第19条 総会は、サポーターの2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状をもって出席とすることができる。

（総会の議決）

第20条 総会における議決事項は、第17条・第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、サポーターからの緊急動議を認める。

2. 総会の議事は、出席したサポーターの過半数をもって決める。可否が同じ数のときは議長が議決する。ただし、会則の改定については出席者の3分の2以上をもって議決する。

（役員会）

第21条 会の代表は、この会の運営に必要な事項を協議するため、定期的または必要に応じて役員会を開催する。

2. 役員会は、役員で構成し、代表は必要に応じてサポーターを出席させることができる。

（運営委員会）

第22条 会の代表は、この会の運営に必要な事項を協議決定するため、定期的または必要に応じて運営委員会を開催する。

2. 運営委員会は、役員および運営委員から構成（10名以内）する。

3. 運営委員は代表が活動サポーターの中から指名する。

4. 議事は出席者の過半数をもって成立する。

（事業）

第23条 本会は、この会の目的達成に必要な各種の事業を設けるものとする。

2. 事業の設置に関して必要な事項は、運営委員会の協議によって別に定める。

3. 事業は必要に応じて随時実施し、その活動内容を運営委員会に報告する義務を負う。

【第5章 会計】

(経費)

第24条 本会の運営に係る経費は、賛助会費・寄付金・助成金およびその他の収入をもって充てる。

2. 事業に必要な経費として、必要に応じて参加費を徴収することができる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【第6章 雑則】

(細則)

第26条 この会則の施行について必要な細則は、役員会において定める。

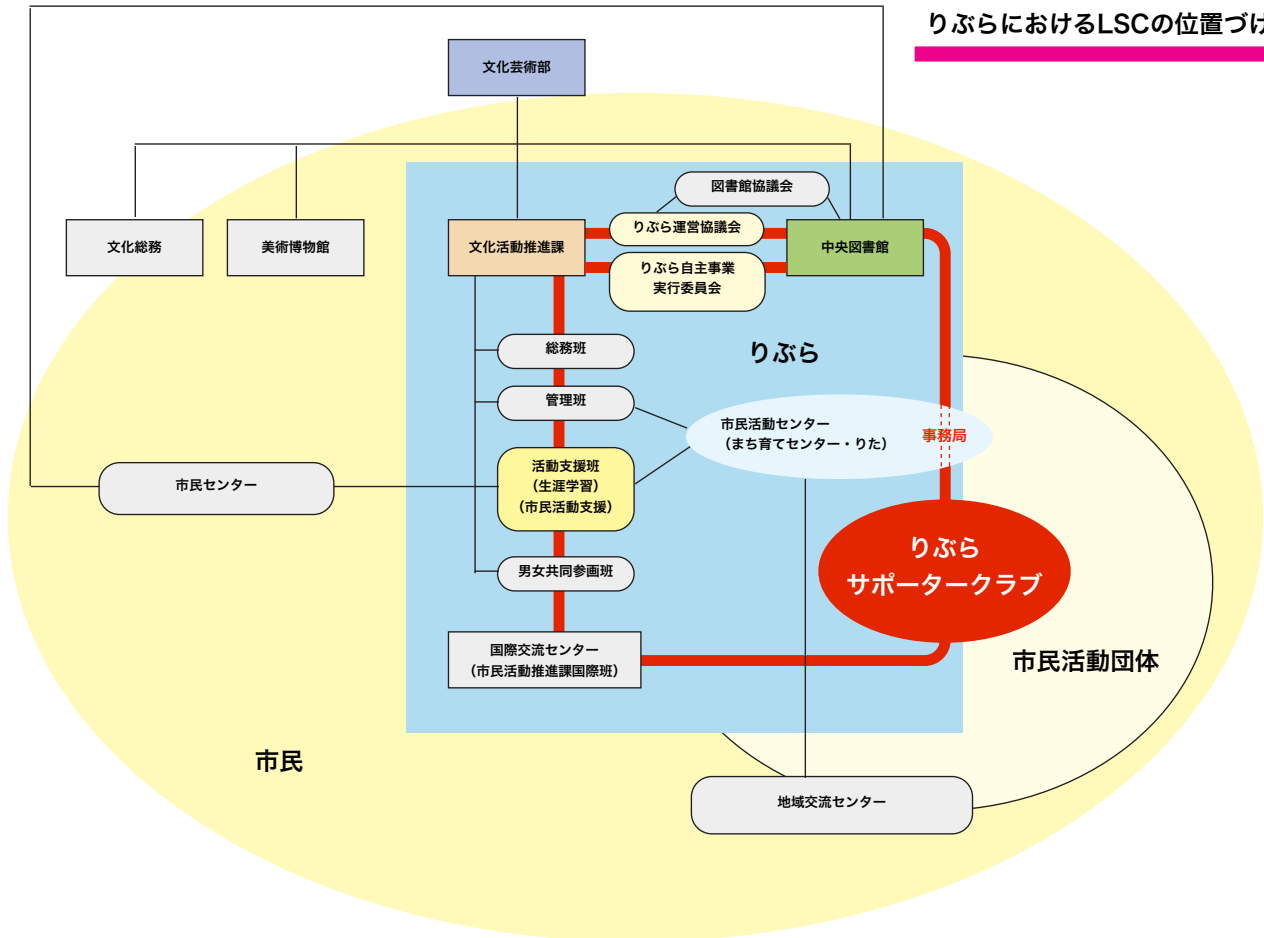
附則 この会則は、平成20年11月8日から施行する。

2. 初年度の会計は、施行日から平成21年3月31日までとする。

3. 会則改正は平成25年5月25日より施行する。

4. 会則改正は平成27年5月24日より施行する。

りふらにおけるLSCの位置づけ



りふらサポータークラブの事業の仕組み

利益＝協働による活性化と発展

顧客＝りふらの利用者

↓
利用者の喜び

↓
目的の実現

↓
委託者である行政の満足

注意すべきこと

行政の下請けにならない----- お伺いを立てない
 圧力団体にならない ----- 一方的に押さない
 お客様にならない ----- お膳立てを要求しない
 評論家にならない ----- 知らない、
 わからない、
 を当然としない

